

支援制度・授業料

【高等学校等就学支援金】

都立学校に在学する生徒は、原則として授業料を納入することになります。

「高等学校等就学支援金」は、生徒の保護者等に所得に応じ、授業料が無料になる国の制度です。

【東京都立高等学校等給付型奨学金】

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

【奨学のための給付金】

「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。

【授業料】

区 分	授 業 料		
	年 額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	118,800 円	2 回	第 1 回：年額の 3/12 第 2 回：年額の 9/12